



はじめに

第19期17回東部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）木村、富田、東田、川口、松本、二本柳、中田、
澤口、田高、川端、葛西、熊谷、服部

欠席委員（敬称略）上野、松下

開催日時：平成23年3月11日（金）PM1：30～2：05

開催場所：青森市 アラスカ会館 2階「ガーネット」



議 題

1 東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示について（決定）

サクラマスそ上親魚保護のための東通村老部川河口前面海域における操業制限に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長及び老部川内水面漁業協同組合長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 操業の制限

1 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から十四度（磁針方位による。以下同じ。）千メートルの点

イ 点アから百四度五百メートルの点

ウ 点エから百四度五百メートルの点

エ 河口右岸から百九十四度千メートルの点

2 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりサクラマスを探捕してはならない。

オ 河口左岸から十四度二百五十メートルの点

カ 点オから百四度二百五十メートルの点

キ 点クから百四度二百五十メートルの点

ク 河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点

二 制限期間

平成二十三年五月一日から同年九月三十日まで

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

2 東部海区管内におけるまき餌づりの指示について（決定）

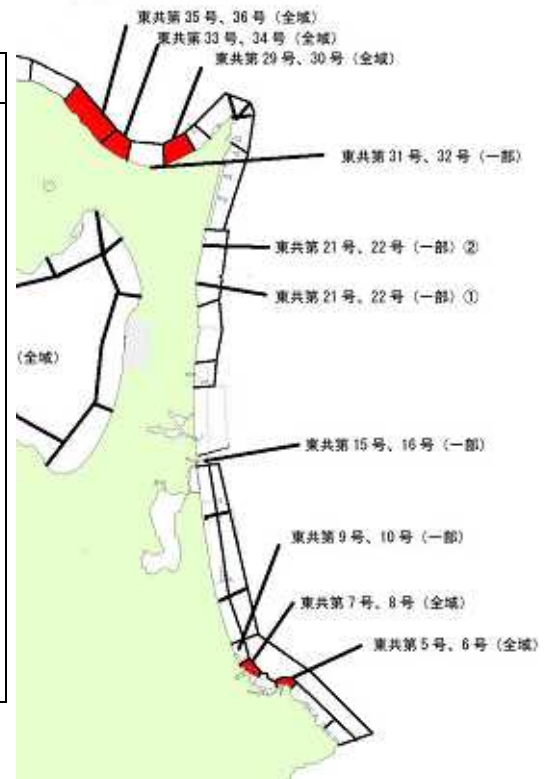
東部海区管内の共同漁業権漁場における遊漁によるまき餌づり禁止に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 共同漁業権漁場における制限

次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

| 漁場の位置 | 免許番号 | 禁止区域 | 禁止行為 |
|-------------------------|----------------------|------|----------------|
| 八戸市鮫町地先 | 東共第 5 号 東共第 6 号 | 全域 | 遊漁による まき餌づり |
| 八戸市白銀町、築港街、港街、新湊及び河原木地先 | 東共第 7 号 東共第 8 号 | 全域 | |
| 八戸市市川地先 | 東共第 9 号 東共第 10 号 | 一部 | |
| 上北郡六ヶ所村地先 | 東共第 15 号 東共第 16 号 | 一部 | |
| 下北郡東通村白糠地先 | 東共第 21 号 東共第 22 号 | 一部 | |
| 下北郡東通村小田野沢地先 | 東共第 21 号 東共第 22 号 | 一部 | |
| 下北郡東通村野牛地先 | 東共第 29 号 東共第 30 号 | 全域 | |
| 下北郡東通村石持地先 | 東共第 31 号 東共第 32 号 | 一部 | |
| むつ市関根地先 | 東共第 33 号 東共第 34 号 | 全域 | |
| むつ市大畑町地先 | 東共第 35 号 東共第 36 号 | 全部 | |



二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする。

| 免許番号 | 禁止区域の指定 |
|----------------------|---|
| 東共第 9 号 東共第 10 号 | 八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 |
| 東共第 15 号 東共第 16 号 | 定置網周辺四百メートル以内 |
| 東共第 21 号 東共第 22 号 | 下北郡東通村白糠漁港物見埼先端と北防波堤先端を結んだ線で囲まれた区域（ ） |
| 東共第 21 号 東共第 22 号 | 下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤・北防砂堤と南防波堤・南防砂堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域（ ） |
| 東共第 31 号 東共第 32 号 | 最大高潮時海岸線から距岸千五メートル以内 |

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

四 指示の有効期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

3 東部海区管内における底魚類の採捕のはえなわ漁業の操業の会指示について（決定）

青森県太平洋東部海区管内の底魚類のはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県下北郡尻屋埼灯台と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域。

ただし、次に掲げる海域を除く。

（一）下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域

（二）下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以南の青森県東部海区管内の海域の共同漁業権漁場

2 制限期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、別記「平成二十三年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域

2 承認期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（一）平成二十二年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者

（二）委員会が特に認めた者

4 承認隻数

六隻以内とする。

5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないこととする。

6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

三 操業者の遵守事項

1 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。

3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

4 承認証の携帯

操業にあたっては、承認証を携帯しなければならない。

5 承認証の書換交付

承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに申請し書換交付を受けること。

6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 試験研究等の適用除外

青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を報告のうえ実施できるものとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

次会の開催予定

開催時期 4月下旬

開催場所 青森市内

おわりに

平成23年3月11日に発生しました「東北地方太平洋沖地震」によって、数多くの尊い人命が奪われました。犠牲となられました方々の御冥福をお祈りし、謹んで哀悼の意を表します。

また、未曾有の大津波により、東部海区管内（主に太平洋南部地域）において、約300隻弱の漁船が流失、沈没、転覆するとともに、漁港護岸の破壊・破損や荷捌き施設・水産加工施設の破壊など漁業関係施設も甚大な被害を受けました。被災されました漁業関係者の皆様方に対しまして衷心よりお見舞いを申し上げます。

漁業生産基盤への被害があまりにも大きいため、その復旧はなかなか容易なことではないと思料されますが、県、関係市町村、漁業関係団体が一丸となって、「がんばろう、青森」の旗印のもと、漁業の再生に向けて漕ぎ出さなければなりません。全国の漁業関係者の皆さん、浜の仲間のため、御支援をよろしくお願いします。（文責 山口）

| |
|--|
| 連絡先 青森県海区漁業調整委員会事務局 TEL：017-734-9851 FAX：017 734 8166 |
|--|